

口腔衛生学会：水道水フッ素化実現へ号砲

学会誌に「水道法省令改正」などを提案する論文

日本口腔衛生学会は、今年7月号の学会誌の巻頭に「フロリデーション実現への課題と対策」(宮崎県日南保健所、瀧口俊一)というフッ素原理主義ともいえる論説を掲載しました。

この論説は、学問領域から著しくかけ離れた政治的な主張です。個人論説といえども、学会誌の編集委員会の同意なくして巻頭という学会の玄関に掲げられるはずもありません。学会誌にたかが一地方の一保健所職員(所長か)の論説を掲載したのは、学会としての逃げ道を残した上で、暗黙の同意を示したのでしょうか。姑息な手法です。

この掲載の意味するところは、日本口腔衛生学会が日本国内での水道水フッ素化の実現に向けていよいよ本腰を入れる合図の号砲といえるでしょう。彼らは、歯科口腔保健法の成立(2011.8.2)を受けて、次なるターゲットを水道法に焦点を絞り、大臣告示(水質基準への例外規定の挿入)などで水道水フッ素化を可能とする改編をねらうに違いありません。

瀧口論説の内容を精査してみましょう。

瀧口は、日本で水道水フッ素化が実現できない原因は3つあると次のように主張します。

「まず、水道法が挙げられる。WHOの推奨するフロリデーションにおけるフッ化物の至適濃度は温帯地方では0.5から1.0ppmである。日本の水道法では0.8ppm以下となっており、至適濃度の設定がない。次に、フッ化物応用に対する反対勢力の存在である。そして、最後に国民の理解の問題である。」

この3つの原因解決のために瀧口は次のような提案をします。

「まず水道法については水質基準に関する省令の改正を行う必要がある。それには日本歯科医師会による国会議員等に対するアプローチが重要となる。反対する勢力への対応は、非難に対して的確なエビデンスでもって迅速にしっかり反論することにつきる。国民(市民)に対する啓発では、リーダーの存在が重要である。実施主体である自治体の中にリーダーを育成して、あらゆるチャンスを使い、正しい理解を得るための唱道(アドボカシー)を継続していくことが求められる。」

論説の最後に「フロリデーション(水道水フッ素添加)実現のための提言」として次の3つを掲げています。

その1. 法的整備として水道法省令の改正や政策実現にむけ、強力な政治的意思(Political Will)のもと、政治活動を推進する。

その2. 専門家組織(日本歯科医師会や口腔衛生学会)、職能団体、非政府組織、民間組織等が幅広く連携・連帯してフロリデーション推進専門協議会をつくり、提言を行う。

その3. 健康社会の実現に向け、フロリデーションを持続的に唱道し続ける。

水道水フッ素化をめぐる推進側との攻防が眼前に

いわゆるフッ素洗口などの局所応用は、ほぼフッ素推進側の思惑どおりに事が進み、外堀を埋めることに成功しつつあります。この事態を踏まえて推進側は、学会や業界団体である日本歯科医師会の多数派を占めた上で、いよいよ本命とする水道水フッ素添加(フロリデーション)への道筋をつけることに乗り出そうというのです。1998年に同学会内の右派が「水道水フッ素化委員会」を組織して実現に向けて活動しました。彼らの試みは、全国の十数箇所の自治体で水道水フッ素化を巡って攻防が繰り広げられました。群馬県甘楽郡甘楽町や沖縄県久米島での激突は、フッ素推進派の敗北で一端収束しました。しかし彼らの野望は止まることを知りません。

埼玉県吉川市での水道水フッ素化を巡る攻防が当面の焦点ですが、このままではいずれ全国各地でフッ素推進派・推進行政と市民との攻防が眼前に現れるでしょう。

(南雲明男：フッ素を考える新潟連絡会幹事)